

# 検査実施料新設のお知らせ

(管理番号:13-0043)  
(2013年5月 C-01)

謹啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。  
平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。  
このたび、「保医発0430第3号」により下記の検査項目に検査実施料の新設等が通知されましたのでご案内いたします。

敬白

## 記

### ■ 新規保険収載項目

項目名	HPV核酸検出(簡易ジェノタイプ判定)
実施料	360点 (D023「微生物核酸同定・定量検査」の5)
判断料	150点 (微生物学的検査)
備考	ア. HPV核酸検出(簡易ジェノタイプ判定)は、区分番号「D023」微生物核酸同定・定量検査の「5」HPV核酸検出の所定点数に準じて算定する。 イ. 当該検査は、本区分「5」のHPV核酸検出の施設基準を届け出ている保険医療機関のみ算定できる。(下段欄外参照) ウ. 当該検査は、予め行われた細胞診の結果、ベセスタ分類上ASC-US(意義不明異型扁平上皮)と判定された患者に対して行った場合に限り算定できる。なお、細胞診と同時に実施した場合は算定できない。 エ. 当該検査をHPV核酸検出と併せて実施した場合は、主たるもの1つに限り算定する。

### ■ 条件文章が追加された項目 (下線部追加)

項目名	HPV核酸検出
実施料	360点 (D023「微生物核酸同定・定量検査」の5)
判断料	150点 (微生物学的検査)
備考	ア. 「5」のHPV核酸検出は、予め行われた細胞診の結果、ベセスタ分類上ASC-US(意義不明異型扁平上皮)と判定された患者に対して行った場合に限り算定できる。 <u>なお、細胞診と同時に実施した場合は算定できない。</u> イ. <u>当該検査をHPV核酸検出(簡易ジェノタイプ判定)と併せて実施した場合は、主たるもの1つに限り算定する。</u>

#### [参考] HPV核酸検出の施設基準について

注. HPV核酸検出については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、細胞診によりベセスタ分類がASC-USと判定された患者に対して行った場合に限り算定する。(「官報」より抜粋)

#### 第18の2 HPV核酸検出

##### 1. HPV核酸検出に関する施設基準

- (1) 産婦人科の経験を5年以上有している医師が配置されていること。
- (2) 当該保険医療機関が産婦人科を標榜しており、当該診療科において常勤の医師が配置されていること。(「特掲診療科の施設基準等」より抜粋)

### ■ 適用日 2013(H25)年5月1日から適用



(株)四国中検

香川 TEL(087)877-0111  
高知 TEL(088)883-5535

松山 TEL(089)955-7600  
徳島 TEL(088)665-3125